

豊の国ハイパーネットワーク民間利用FAQ

▪ 利用方法について

Q1. どのように利用できるのですか？

A1. NOC～AP、AP～APの区間で光ファイバそのものを利用します

Q2. 帯域貸しはできるのですか？

A2. できません。光ファイバ芯線単位での利用のみです。

Q3. どのような通信プロトコルが使用できますか？

A3. 光ファイバを芯線単位で貸出しますので、利用したいプロトコルに対応した機器を利用者が設置することとなります。

Q4. インターネットは利用できますか？

A4. 利用者が個別にプロバイダと契約し接続する必要があります。

▪ 光ファイバ等の規格について

Q1. 利用できる光ファイバの規格は何ですか？

A1. SM(シングルモードファイバ)です。

Q2. NOC及びAPではどのように接続するのですか？

A2. 県が管理する成端盤とコネクタで接続します。また、コネクタの規格はSCコネクタでSPC研磨です。

▪ 接続回線について

Q1. NOC及びAPには、利用者の機器を置くことができますか？

A1. 佐伯・日出APには、利用者の機器を置くことはできませんので、光ファイバを屋外クロージャで直接接続する必要があります。また、NOC及びその他のAPは、民間の施設なので別途ハウジング契約等が必要になります。

Q2. NOC及びAPまでの回線は、何を使うことができますか？

A2. NOC及びAPに利用者が設置する機器により、ADSLやISDN、広域イーサネットなどの電気通信事業者のサービス等が利用できます。

▪ セキュリティについて

Q1. 利用者のセキュリティは、どのように確保されますか？

A1. 光ファイバを利用者ごとに芯線単位で貸出しますので、他の利用者とは物理的に分離されています。インターネット接続等利用形態に応じて必要となるセキュリティ対策は、利用者が行うこととなります。また、光ファイバを流れているデータ等については、県は一切関知しません。

▪ 申し込みについて

Q1. 誰が利用できるのですか？

A1. 県内に事務所を置く企業又は団体等が利用できます。

Q2. 利用するための相談や申し込みは、どこにすればいいのですか？

A2. 大分県商工労働部情報政策課 地域情報化推進班
(大分市大手町3丁目1-1)

TEL 097-506-2069

FAX 097-506-1728